

【改善措置状況】

公共交通事業者の精神障がい者割引の導入を推進し、 また、その割引を実施している事業者に関する情報提供 を充実させてほしい

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省近畿管区行政評価局（局長：淵上 茂）は、以下の行政相談を受け、民間有識者を委員とする行政苦情救済推進会議（座長：児玉憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、その意見を踏まえるなどして検討した結果、平成 26 年 5 月 16 日、近畿運輸局に対して、公共交通事業者における精神障がい者割引の導入及びその導入状況に関する情報提供について、管内の各事業者（鉄道、バス、タクシー）及び事業者団体に要請文書等により協力依頼を行うなど引き続き理解と協力を求める措置を講じるようあっせんしました。

この結果、平成 26 年 6 月 17 日、近畿運輸局から、公共交通事業者等に対し、改めて精神障がい者割引の導入等について要請文書を発出し協力依頼を行うなどの措置が講じられた旨の回答がありました。

【行政相談の要旨】

- ・ 私の息子は、精神障がい者で精神障害者保健福祉手帳（2 級）を交付されている。息子は自動車の運転ができないため、外出する際には電車やバス、タクシーなどを利用しているが、身体障がい者や知的障がい者と異なり、精神障がい者の運賃割引はほとんど行われていないようで、とても不公平に感じる。精神障がい者の自立を支援するため、多くの公共交通事業者で運賃割引が行われるようにしてほしい。
- ・ また、精神障がい者に対する運賃割引を行っているバス事業者やタクシー事業者があると聞くが、どの事業者が割引を実施しているのか分かるよう情報提供をしてほしい。

【当局のあっせん内容】

- 1 近畿運輸局は、公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー）における精神障がい者割引の導入推進について、事業者の理解が深まるよう引き続き要請文書等による協力依頼を行うなどの措置を講じる必要がある。
- 2 近畿運輸局は、公共交通事業者及びこれらの事業者団体に対して、同割引の導入状況に関する的確な情報をホームページ等において積極的に掲載するなど情報提供の充実を図るよう理解と協力を求める必要がある。



【近畿運輸局の措置要旨】

- 1 近畿運輸局は、当局のあっせんを受けたことにより、精神障がい者への割引適用について、改めて以下の措置を講じた。
 - ① 管内鉄軌道事業者等に対し、協力依頼文書（平成 26 年 6 月 12 日付け）を発出した。
 - ② 管内バス事業者等に対し、協力依頼文書（平成 26 年 6 月 12 日付け）を発出した。
 - ③ 管内タクシー事業者団体等に対し、協力依頼文書（平成 26 年 6 月 12 日付け）を発出した。
- 2 上記に伴い、管内バス事業者等及び管内タクシー事業者団体等に対し、精神障がい者割引の導入状況をホームページ等で掲載するなどの情報提供についても協力を依頼した。



【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局首席行政相談官（久保）

電話：06-6941-8166 FAX：06-6941-8988